

令和2年11月30日

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳 殿

大野市議会 議長 梅林厚子



意見聴取について

本日、市長から提出された下記の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、12月4日（金）までに、貴委員会の意見を求めます。

記

1 条例案名

議案第75号 大野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案

大野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務（以下「教育事務」という。）の職務権限の特例について必要な事項を定めるものとする。

(市長が管理及び執行する教育事務)

第2条 市長は、次に掲げる教育事務を管理し、及び執行するものとする。

- (1) 公民館、ふるさと自然の家及び本願清水イトヨの里の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会がした処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。